

## 一般社団法人 日本 NP 教育大学院協議会施行細則

### (趣旨)

第1条 この施行細則は、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会（以下「本協議会」という。）定款第56条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 定款第12条第1項に定める本協議会の会費は以下のとおりとする。

- ・正会員 年額100,000円
  - ・個人会員 年額5,000円
- 但し学生会員は年額3,000円とする。

また、当該年度の10月1日以降に入会した新会員の会費は、各会費の半額とする。

- 2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。年度途中で入会した新会員の会費は、入会后1月以内に納入するものとする。
- 3 賛助会員については団体1口10,000円、個人1口1,000円の賛助金を募ることができる。

### (役員を選任)

第3条 定款第28条第1項に規定する理事及び監事の人数は、定款の定める範囲とする。

- 2 理事及び監事を選任は、社員及び個人会員の中から各会員校が推薦する候補者について理事会で選考し、社員総会の議決を経て選出される。

### (委員会の設置)

第4条 定款41条第1項に基づき、NP資格認定試験委員会（以下「本委員会」という）を置く。

- 2 本委員会は、診療看護師（NP）の質の標準化と向上を推進するため、大学院NP教育課程で養成された看護職者を対象とするNP資格認定試験を実施する。
- 3 本協議会は、前項の試験に合格した者を本協議会の定める「診療看護師（NP）」と認め、名簿に登録する。
- 4 本委員会は、10名以内の委員で構成し、責任者として委員長を置く。
- 5 委員は社員が推薦する候補者の中から理事会で任命する。委員長は委員の互選で決める。
- 6 委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の意見を聞いて委員会で定める。

### (定款施行細則の改正)

第5条 本定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、平成26年3月24日から施行する。

附則 改正後の細則は、平成29年11月24日から施行する。

附則 改正後の細則は、平成30年6月2日から施行する。